

令和6年度

(2024年度)

金沢市議会3月定例会議案(1)

令和7年度当初分

一 一般 会計
市営地方競馬事業費特別会計
市街地再開発事業費特別会計
公共用地先行取得事業費特別会計
住宅団地建設事業費特別会計
駐車場事業費特別会計
国民健康保険費特別会計
後期高齢者医療費特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計
介護保険費特別会計
水道事業特別会計
工業用水道事業特別会計
病院事業特別会計
中央卸売市場事業特別会計
下水道事業特別会計
公設花き地方卸売市場事業特別会計

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第65号	令和7年度金沢市一般会計予算	1
議案第66号	令和7年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算	11
議案第67号	令和7年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算	13
議案第68号	令和7年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算	15
議案第69号	令和7年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算	18
議案第70号	令和7年度金沢市駐車場事業費特別会計予算	20
議案第71号	令和7年度金沢市国民健康保険費特別会計予算	23
議案第72号	令和7年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算	26
議案第73号	令和7年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	28
議案第74号	令和7年度金沢市介護保険費特別会計予算	30
議案第75号	令和7年度金沢市水道事業特別会計予算	33
議案第76号	令和7年度金沢市工業用水道事業特別会計予算	36
議案第77号	令和7年度金沢市病院事業特別会計予算	38
議案第78号	令和7年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算	41
議案第79号	令和7年度金沢市下水道事業特別会計予算	43
議案第80号	令和7年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算	46
議案第81号	金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について	47
議案第82号	金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	56
議案第83号	金沢市企業局経営審議会設置条例制定について	68
議案第84号	金沢市事務分掌条例の一部改正について	70
議案第85号	金沢市職員定数条例の一部改正について	71
議案第86号	職員の服務等に関する条例の一部改正について	72
議案第87号	職員の給与に関する条例の一部改正について	74
議案第88号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	75
議案第89号	金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	103
議案第90号	金沢市職員等旅費条例の一部改正について	104
議案第91号	金沢市税賦課徴収条例及び金沢市宿泊税条例の一部改正について	115
議案第92号	金沢市手数料条例の一部改正について	116

議案第93号	金沢市学校設置条例の一部改正について	145
議案第94号	金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	146
議案第95号	金沢市図書館条例の一部改正について	147
議案第96号	金沢市スポーツ広場条例の一部改正について	148
議案第97号	金沢ふるさと偉人館条例の一部改正について	149
議案第98号	金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	150
議案第99号	金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	151
議案第100号	金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	156
議案第101号	金沢市国民健康保険条例の一部改正について	160
議案第102号	金沢市水道法施行条例の一部改正について	161
議案第103号	金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正について	163
議案第104号	金沢市公園条例の一部改正について	164
議案第105号	金沢市建築基準条例の一部改正について	165
議案第106号	金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について	166
議案第107号	金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	167
議案第108号	金沢市消防団条例の一部改正について	169
議案第109号	金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	170
議案第110号	谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の指定管理者の指定について	172
議案第111号	自転車等駐車場の指定管理者の指定について	173
議案第112号	金沢市立中村記念美術館等の指定管理者の指定について	176
議案第113号	金沢卯辰山工芸工房等の指定管理者の指定について	177
議案第114号	金沢職人大学の指定管理者の指定について	178
議案第115号	金沢湯涌江戸村の指定管理者の指定について	179
議案第116号	金沢市異業種研修会館の指定管理者の指定について	180
議案第117号	金沢市ものづくり会館の指定管理者の指定について	181
議案第118号	金沢市松ヶ枝福祉館及び金沢福祉用具情報プラザの指定管理者の指定について	182

議案第119号	金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について	183
議案第120号	金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定について	185
議案第121号	金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者の指定について	186
議案第122号	旧高峯家・旧検事正官舎の指定管理者の指定について	187
議案第123号	金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者の指定について	188
議案第124号	地区公民館の指定管理者の指定について	189
議案第125号	松声庵の指定管理者の指定について	193
議案第126号	包括外部監査契約の締結について	194

令和7年度金沢市一般会計予算

令和7年度金沢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,900,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。ただし、借入金額には、起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		89,033,140 <small>千円</small>
	1. 市 民 税	39,767,480
	2. 固 定 資 産 税	34,047,160
	3. 軽 自 動 車 税	1,365,820
	4. 市 た ば こ 税	3,241,910
	5. 入 湯 税	65,730
	6. 事 業 所 税	2,748,570
	7. 都 市 計 画 税	6,977,470
	8. 宿 泊 税	819,000
2. 地 方 譲 与 税		1,284,000
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	902,000
	2. 特 別 と ん 譲 与 税	7,000
	3. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	273,000
	4. 森 林 環 境 譲 与 税	102,000
3. 利 子 割 交 付 金		37,000
	1. 利 子 割 交 付 金	37,000
4. 配 当 割 交 付 金		438,000
	1. 配 当 割 交 付 金	438,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		758,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	758,000

款	項	金額
6. ゴルフ場利用税交付金		39,000 ^{千円}
	1. ゴルフ場利用税交付金	39,000
7. 法人事業税交付金		1,617,000
	1. 法人事業税交付金	1,617,000
8. 地方消費税交付金		12,716,000
	1. 地方消費税交付金	12,716,000
9. 環境性能割交付金		251,000
	1. 環境性能割交付金	251,000
10. 国有提供施設等 所在市助成交付金		14,000
	1. 国有提供施設等 所在市助成交付金	14,000
11. 地方特例交付金		486,000
	1. 地方特例交付金	437,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	49,000
12. 地方交付税		14,000,000
	1. 地方交付税	14,000,000
13. 交通安全対策 特別交付金		54,000
	1. 交通安全対策 特別交付金	54,000
14. 分担金及び負担金		295,223
	1. 負担金	295,223

款	項	金額
15. 使用料及び手数料		3,502,875
	1. 使用料	1,660,223
	2. 手数料	1,842,652
16. 国庫支出金		39,803,696
	1. 国庫負担金	31,893,991
	2. 国庫補助金	7,811,268
	3. 委託金	98,437
17. 県支出金		16,039,201
	1. 県負担金	11,015,216
	2. 県補助金	3,613,501
	3. 委託金	1,410,484
18. 財産収入		546,417
	1. 財産運用収入	499,627
	2. 財産売却収入	46,790
19. 寄附金		1,610,034
	1. 寄附金	1,610,034
20. 繰入金		4,872,831
	1. 特別会計繰入金	208,321
	2. 基金繰入金	4,664,510

款	項	金額
21. 繰越金		300,000 <small>千円</small>
	1. 繰越金	300,000
22. 諸収入		6,975,783
	1. 延滞金、加算金料及び超過	166,034
	2. 市預金利息	365,200
	3. 貸付金元利収入	72,906
	4. 受託事業収入	325,000
	5. 収益事業収入	58,637
	6. 雑収入	5,988,006
23. 市債		10,226,800
	1. 市債	10,226,800
歳入合計		204,900,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		905,818 <small>千円</small>
	1. 議 会 費	905,818
2. 総 務 費		17,435,553
	1. 総 務 管 理 費	12,733,180
	2. 徴 税 費	2,131,537
	3. 戸 籍 台 帳 住 民 費	1,615,026
	4. 選 挙 費	566,925
	5. 統 計 調 査 費	289,659
	6. 監 査 委 員 費	99,226
3. 民 生 費		85,111,460
	1. 社 会 福 祉 費	19,518,887
	2. 老 人 福 祉 費	16,296,806
	3. 児 童 福 祉 費	40,791,566
	4. 生 活 保 護 費	8,384,101
	5. 災 害 救 助 費	120,100
4. 衛 生 費		20,102,812
	1. 保 健 衛 生 費	11,702,583
	2. 環 境 衛 生 費	2,395,677
	3. 清 掃 費	6,004,552

款	項	金額
5. 労働費		246,557
	1. 労働福祉費	246,557
6. 農林水産業費		3,196,053
	1. 農業費	2,284,767
	2. 林業費	870,490
	3. 水産業費	40,796
7. 商工費		3,525,691
	1. 商工費	3,525,691
8. 土木費		19,892,856
	1. 土木管理費	1,386,777
	2. 道路橋りょう費	5,717,348
	3. 河川費	947,417
	4. 港湾費	765,337
	5. 都市計画費	10,182,235
	6. 住宅費	893,742
9. 消防費		5,926,736
	1. 消防費	5,926,736
10. 教育費		27,831,685
	1. 教育総務費	3,251,119
	2. 小学校費	3,059,085

款	項	金額
	3. 中 学 校 費	1,742,041
	4. 高 等 学 校 費	895,298
	5. 大 学 費	2,134,729
	6. 社 会 教 育 費	7,425,879
	7. 保 健 体 育 費	9,323,534
11. 災 害 復 旧 費		1,745,650
	1. 災 害 復 旧 費	1,745,650
12. 公 債 費		17,699,620
	1. 公 債 費	17,699,620
13. 諸 支 出 金		559,509
	1. 基 金 費	559,509
14. 予 備 費		720,000
	1. 予 備 費	720,000
歳 出	合 計	204,900,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
金沢美大柳宗理デザインミュージアム (仮称) 整備事業費	令和8年度	596,900 ^{千円}
自治体情報システム 標準化事業費(税務)	令和8年度	387,200
電気自動車導入推進費	令和8年度	22,000
西部環境エネルギーセンター改良費	令和8年度	21,700
東部環境エネルギーセンター 基幹的改良事業費	令和8年度から 令和10年度まで	4,760,000
森と市民をつなぐ拠点施設整備事業費	令和8年度	471,600
「KOGEI Art Gallery 銀座の金沢」 管 理 運 営 費	令和8年度から 令和9年度まで	47,778
トイレトレーラー整備費	令和8年度	29,000
小学校長寿命化事業費	令和8年度から 令和10年度まで	1,336,000
金沢湯涌江戸村施設改修費	令和8年度	43,800
東浅川公民館整備事業費	令和8年度	10,400
玉川図書館建築レガシー継承事業費	令和8年度	902,500
公共施設災害復旧事業費	令和8年度	144,900
令和7年度指定管理者の 指定に伴う指定管理料 (谷口吉郎・吉生記念金沢建築館、自 転車等駐車場、金沢市立中村記念美術 館等、金沢卯辰山工芸工房等、金沢職 人大学校、金沢湯涌江戸村、金沢市異 業種研修会館、金沢市ものづくり会館、 金沢市松ヶ枝福祉館及び金沢福祉用具 情報プラザ、金沢市地域老人福祉セン ター及び金沢市老人憩の家、金沢健康 プラザ大手町、金沢市障害児通園施設 ひまわり教室、旧高峰家・旧検事正官 舎、地区公民館、松声庵)	令和8年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する経費

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	1,977,000 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	4.0 % 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
災害復旧事業	792,600			
学校教育施設等整備事業	239,300			
一般廃棄物処理事業	128,900			
一般補助施設整備等事業	211,200			
地域活性化事業	427,800			
防災対策事業	99,600			
緊急防災・減災事業	669,900			
公共施設等適正管理推進事業	3,528,900			
緊急自然災害防止対策事業	1,085,000			
緊急浚渫推進事業	92,500			
脱炭素化推進事業	371,800			
こども・子育て支援事業	474,700			
その他一般単独事業	110,600			
辺地対策事業	17,000			
合計	10,226,800			

議案第66号

令和7年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算

令和7年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,717,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 事業収入		4,491,400 <small>千円</small>
	1. 事業収入	4,491,400
2. 繰越金		115,891
	1. 繰越金	115,891
3. 諸収入		110,500
	1. 雑収入	110,500
歳入合計		4,717,791

歳出

款	項	金額
1. 競馬事業費		4,717,791 <small>千円</small>
	1. 競馬事業費	4,717,791
歳出合計		4,717,791

議案第67号

令和7年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算

令和7年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 財産収入		44,847 <small>千円</small>
	1. 財産運用収入	44,847
2. 繰入金		36,215
	1. 一般会計繰入金	36,215
歳入	合計	81,062

歳出

款	項	金額
1. 市街地再開発事業費		81,062 <small>千円</small>
	1. 市街地再開発事業費	81,062
歳出	合計	81,062

議案第68号

令和7年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

令和7年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		1,406 <small>千円</small>
	1. 使用料	1,406
2. 財産収入		25,000
	1. 財産売却収入	25,000
3. 繰入金		41,300
	1. 一般会計繰入金	41,300
4. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
5. 市債		12,000
	1. 市債	12,000
歳入合計		79,707

歳出

款	項	金額
1. 公共用地費 先行取得事業		79,707 <small>千円</small>
	1. 公共用地費 先行取得事業	79,707
歳出合計		79,707

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業	千円 12,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	12,000			

議案第69号

令和7年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

令和7年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 財産収入		121,509 <small>千円</small>
	1. 財産売却収入	121,509
2. 諸収入		17
	1. 雑収入	17
歳入合計		121,526

歳出

款	項	金額
1. 住宅団地建設事業費		121,526 <small>千円</small>
	1. 住宅団地建設事業費	121,526
歳出合計		121,526

議案第70号

令和7年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

令和7年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,465千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		95,359 <small>千円</small>
	1. 使用料	95,359
2. 諸収入		99,406
	1. 市預金利子	6
	2. 雑収入	99,400
3. 市債		7,700
	1. 市債	7,700
歳入合計		202,465

歳出

款	項	金額
1. 駐車場事業費		202,465 <small>千円</small>
	1. 駐車場事業費	202,465
歳出合計		202,465

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場整備事業	千円 7,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合計	7,700			

議案第71号

令和7年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

令和7年度金沢市の国民健康保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,768,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		8,558,727 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	8,558,727
2. 県支出金		29,465,925
	1. 県補助金	29,465,925
3. 財産収入		7,900
	1. 財産運用収入	7,900
4. 繰入金		3,596,748
	1. 一般会計繰入金	2,999,748
	2. 基金繰入金	597,000
5. 諸収入		138,700
	1. 延滞金、加算金料及び	20,100
	2. 雑収入	118,600
歳入合計		41,768,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		404,259 <small>千円</small>
	1. 総 務 管 理 費	404,259
2. 保 険 給 付 費		41,071,095
	1. 保 険 給 付 費	41,071,095
3. 保 健 事 業 費		291,646
	1. 保 健 事 業 費	291,646
4. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
歳 出	合 計	41,768,000

議案第72号

令和7年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算

令和7年度金沢市の後期高齢者医療費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,652,105千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		6,894,596
	1. 後期高齢者医療保険料	6,894,596
2. 繰入金		1,711,207
	1. 一般会計繰入金	1,711,207
3. 諸収入		46,302
	1. 延滞金、加算金 及 び 加 過 算 金 料	277
	2. 償還金及び還付加算金	11,934
	3. 市預金利子	100
	4. 雑入	33,991
歳入合計		8,652,105

歳出

款	項	金額
1. 総務費		144,650
	1. 総務管理費	144,650
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		8,506,955
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,506,955
3. 公債費		500
	1. 公債費	500
歳出合計		8,652,105

議案第73号

令和7年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和7年度金沢市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰越金		4,298 <small>千円</small>
	1. 繰越金	4,298
2. 諸収入		19,381
	1. 市預金利息	1
	2. 貸付金元利収入	19,379
	3. 雑収入	1
歳入合計		23,679

歳出

款	項	金額
1. 民生費		13,227 <small>千円</small>
	1. 母子父子寡婦福祉資金費	13,227
2. 公債費		5,454
	1. 公債費	100
	2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還	5,354
3. 予備費		4,998
	1. 予備費	4,998
歳出合計		23,679

議案第74号

令和7年度金沢市介護保険費特別会計予算

令和7年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,578,897千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 介護保険料		9,159,559 <small>千円</small>
		1. 介護保険料	9,159,559
	2. 国庫支出金		9,534,774
		1. 国庫負担金	7,433,141
		2. 国庫補助金	2,101,633
	3. 支払基金交付金		11,262,876
		1. 支払基金交付金	11,262,876
	4. 県支出金		5,822,454
		1. 県負担金	5,558,063
		2. 県補助金	264,391
	5. 財産収入		18,000
		1. 財産運用収入	18,000
	6. 繰入金		6,722,701
		1. 一般会計繰入金	6,084,909
		2. 基金繰入金	637,792
	7. 諸収入		58,533
		1. 市預金利子	1,060
		2. 雑収入	57,473
	歳入合計		42,578,897

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		481,308 <small>千円</small>
	1. 総 務 管 理 費	481,308
2. 保 險 給 付 費		39,972,936
	1. 保 險 給 付 費	39,972,936
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,980,797
	1. 地 域 支 援 事 業 費	1,980,797
4. 保 健 福 祉 事 業 費		4,700
	1. 保 健 福 祉 事 業 費	4,700
5. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
6. 諸 支 出 金		138,156
	1. 繰 出 金	138,156
歳 出 合 計		42,578,897

議案第75号

令和7年度金沢市水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度金沢市の水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	212,800戸	
(2) 年 間 総 配 水 量	51,900,000m ³	
(3) 一 日 平 均 配 水 量	142,192m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
配 水 管 拡 張	延長 4,310m	334,000千円
配 水 管 改 良	延長 18,399m	5,514,500千円
上水道未普及地域整備		27,600千円
浄水・配水施設改良		518,810千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		9,310,698千円
第1項 営業収益		8,289,567千円
第2項 営業外収益		946,611千円
第3項 特別利益		74,520千円
合 計		9,310,698千円
	支	出
第1款 事業費用		8,842,266千円
第1項 営業費用		8,385,596千円
第2項 営業外費用		262,999千円
第3項 特別損失		183,671千円
第4項 予備費		10,000千円
外に当年度予定利益		468,432千円
合 計		9,310,698千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,009,147千円は過年度分損益勘定留保資金874,361千円、当年度分損益勘定留保資金1,379,805千円、老朽管更新対策積立金500,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額254,981千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第2款 資本的収入		4,798,545千円
第1項 企業債		1,360,000千円

第2項 他会計出資金	125,843千円
第3項 補助金	24,815千円
第4項 工事負担金	2,387,757千円
第5項 水道施設再整備積立基金繰入金	900,000千円
第6項 固定資産売却収入	130千円
外に過年度分損益勘定留保資金	874,361千円
当年度分損益勘定留保資金	1,379,805千円
老朽管更新対策積立金	500,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	254,981千円
合 計	7,807,692千円
	出
第2款 資本的支出	7,807,692千円
第1項 建設改良費	7,121,573千円
第2項 企業債償還金	684,619千円
第3項 予備費	1,500千円
合 計	7,807,692千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎設備改修費	令和8年度	34,200 ^{千円}
配水施設改良事業費	令和8年度から 令和9年度まで	1,504,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	1,360,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,182,009千円 |
| (2) 交際費 | 10千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 上水道整備事業費補助 | 3,062千円 |
| (2) 上水道事業費用補助 | 14,078千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第76号

令和7年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	5か所
(2) 年間総給水量	239,075m ³
(3) 一日平均給水量	655m ³
(4) 主要な建設改良事業 浄水施設改良	6,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		57,643千円
第1項 営業収益		11,907千円
第2項 営業外収益		45,736千円
合 計		57,643千円
支 出		
第1款 事業費用		57,196千円
第1項 営業費用		56,507千円
第2項 営業外費用		489千円
第3項 予備費		200千円
外に当年度予定利益		447千円
合 計		57,643千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,138千円は過年度分損益勘定留保資金6,691千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額447千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第2款 資本的収入		2,950千円
第1項 他会計補助金		2,950千円
外に過年度分損益勘定留保資金		6,691千円
当年度分消費税等資本的収支調整額		447千円
合 計		10,088千円

支	出
第2款 資 本 的 支 出	10,088千円
第1項 建 設 改 良 費	6,400千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,688千円
合 計	10,088千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	9,551千円
-----------	---------

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 工業用水道事業費用補助 | 31,290千円 |
| (2) 工業用水道建設事業債償還金補助 | 2,950千円 |

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第77号

令和7年度金沢市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	306床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	75,500人
外 来	89,000人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	207人
外 来	368人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
市立病院移転整備事業	165,800千円
医療機器等整備事業	416,182千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		6,430,820千円
第1項 医 業 収 益		5,684,004千円
第2項 医 業 外 収 益		746,816千円
合 計		6,430,820千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		6,417,432千円
第1項 医 業 費 用		6,327,757千円
第2項 医 業 外 費 用		89,675千円
外に当年度予定利益		13,388千円
合 計		6,430,820千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第2款 資本的収入		3,260,982千円
第1項 企 業 債		565,700千円
第2項 他 会 計 補 助 金		154,964千円
第3項 他 会 計 出 資 金		40,318千円
第4項 投資有価証券償還金		2,500,000千円
合 計		3,260,982千円

支 出	
第2款 資 本 的 支 出	992,971千円
第1項 建 設 改 良 費	659,514千円
第2項 企 業 債 償 還 金	333,457千円
合 計	992,971千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市立病院移転整備事業費	令和8年度	千円 138,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	565,700千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	4.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,597,386千円
(2) 交 際 費	120千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院事業費用補助	530,644千円
(2) 病院建設改良事業債償還金補助	154,964千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種類)	(名称)	(数量)
取得する資産	器械備品	X線CT診断装置	1

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山 卓

令和7年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取 扱 数 量

青 果 部	86,800 t
水 産 物 部	37,700 t

(2) 主要な建設改良事業

市場再整備事業	5,000千円
市場内情報ネットワークシステム構築事業	16,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		872,878千円
第1項 営業収益		565,319千円
第2項 営業外収益		307,559千円
合 計		872,878千円
支 出		
第1款 事業費用		845,155千円
第1項 営業費用		808,096千円
第2項 営業外費用		36,559千円
第3項 予備費		500千円
外に当年度予定利益		27,723千円
合 計		872,878千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額94,379千円は過年度分損益勘定留保資金59,415千円、減債積立金34,964千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第2款 資本的収入		51,364千円
第1項 企業債		16,400千円
第2項 他会計補助金		34,964千円
外に過年度分損益勘定留保資金		59,415千円
減債積立金		34,964千円
合 計		145,743千円

議案第79号

令和7年度金沢市下水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度金沢市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末排水人口	437,635人	
(2) 年間総処理水量	65,040,000m ³	
(3) 主要な建設改良事業		
管 渠 施 設	延長 2,086m	2,592,900千円
ポ ン プ 場 施 設		627,700千円
雨 水 関 連 施 設		608,500千円
水 質 管 理 施 設		2,643,263千円
流 域 下 水 道 事 業		130,300千円
災 害 復 旧 事 業		8,997,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中管渠費906,805千円の財源の一部にあてるため、企業債67,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 事業収益		17,151,171千円
第1項 営業収益		9,898,646千円
第2項 営業外収益		7,043,754千円
第3項 特別利益		208,771千円
合 計		17,151,171千円
	支	出
第1款 事業費用		16,618,514千円
第1項 営業費用		14,341,360千円
第2項 営業外費用		1,708,346千円
第3項 特別損失		558,808千円
第4項 予備費		10,000千円
外に当年度予定利益		532,657千円
合 計		17,151,171千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,832,677千円は過年度分損益勘定留保資金538,306千円、当年度分損益勘定留保資金5,668,100千円、減債積立金454,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額172,271千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	18,285,859千円
第1項 企 業 債	7,870,700千円
第2項 他 会 計 出 資 金	1,305,415千円
第3項 補 助 金	8,508,842千円
第4項 他 会 計 負 担 金	26,784千円
第5項 受 益 者 負 担 金	15,250千円
第6項 工 事 負 担 金	557,558千円
第7項 回 収 金	1,300千円
第8項 固 定 資 産 売 却 収 入	10千円
外に過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	538,306千円
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	5,668,100千円
減 債 積 立 金	454,000千円
当 年 度 分 消 費 税 等 資 本 的 収 支 調 整 額	172,271千円
合 計	25,118,536千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	25,118,536千円
第1項 建 設 改 良 費	15,939,314千円
第2項 企 業 債 償 還 金	9,171,222千円
第3項 貸 付 金	3,000千円
第4項 予 備 費	5,000千円
合 計	25,118,536千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁 舎 設 備 改 修 費	令 和 8 年 度	22,800 ^{千円}
水 質 管 理 施 設 整 備 事 業 費	令 和 8 年 度	264,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金、災害復旧事業費及び企業債償還金にあてるため。
限 度 額	7,937,700千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利 率	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	814,740千円
(2) 交 際 費	10千円

令 和 7 年 3 月 3 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第80号

令和7年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

取 扱 数 量 16,700千本

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業 収 益	43,869千円
第1項 営 業 収 益	25,192千円
第2項 営 業 外 収 益	18,677千円
合 計	43,869千円
支 出	
第1款 事業 費 用	43,599千円
第1項 営 業 費 用	41,584千円
第2項 営 業 外 費 用	1,515千円
第3項 予 備 費	500千円
外に当年度予定利益	270千円
合 計	43,869千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 13,858千円

(他会計からの補助金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

運 営 費 補 助 17,680千円

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第81号

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）及び短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員及び短時間勤務職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的

な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員のうち、同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）及び技能労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）にあっては、当該承認に相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。）

第16条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給料の特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 級	給 料 月 額
1	円 393,000

2	441,000
3	493,000
4	556,000
5	636,000
6	742,000
7	866,000

2 任命権者は、前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の号給別基準職務表に定めるとおりとする。

号 給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)

第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第10条から第11条まで、第12条の5、第23条の2及び第23条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2、第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の2中「第10条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条の2第1項及び第2項中「第10条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(企業職員である短時間勤務職員及び技能労務職員である短時間勤務職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、服務等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第5条第4項、第6項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

第13条第2項 第2号	定年前再任用短 時間勤務職員	金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（同条例第1条の短時間勤務職員をいう。以下同じ。）（企業職員（同条例第4条第3項の企業職員をいう。）である短時間勤務職員及び技能労務職員（同項の技能労務職員をいう。）である短時間勤務職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第23条の6の	定年前再任用短	任期付短時間勤務職員

見出し	時間勤務職員	
第23条の6	第5条第3項から第10項まで、 第10条の3及び 第11条	第11条、第12条の5及び第13条の2
	定年前再任用短 時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

2 任期付短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条の見出し及び第32条第3項	定年前再任用短 時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第31条	地方公務員法 （昭和25年法律 第261号）第22 条の4第1項又 は第22条の5第 1項の規定によ り採用された職 員（以下「定年 前再任用短時間 勤務職員」とい う。）	金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（同条例第1条の短時間勤務職員をいう。以下同じ。）（企業職員（同条例第4条第3項の企業職員をいう。）である短時間勤務職員及び技能労務職員（同項の技能労務職員をいう。）である短時間勤務職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第4項

（特定任期付企業職員についての企業職員給与条例の適用除外等）

第10条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条の2第1項、第5条、第5条の2及び第5条の4の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員である職員（以下

「特定任期付企業職員」という。)には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第4条の2第2項及び第11条の3の規定の適用については、企業職員給与条例第4条の2第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、企業職員給与条例第11条の3中「第4条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

3 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である職員に対する給与条例第27条第1項の規定の適用については、同項中「技能労務職員（会計年度任用職員を除く。）」とあるのは「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である職員」と、「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地域手当」と、「特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当」とする。

（企業職員である任期付短時間勤務職員についての企業職員給与条例の特例等）

第11条 第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員である短時間勤務職員に対する企業職員給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「育児休業法第18条第1項」とあるのは、「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第4条」とする。

2 第4条の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である短時間勤務職員に対する給与条例第27条第1項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員については、扶養手当」とあるのは、「金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された技能労務職員である短時間勤務職員（同条例第1条の短時間勤務職員をいう。）については、扶養手当、住居手当」とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(職員の服務等に関する条例の一部改正)

2 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第4条」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
第17条に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務をしている職員についての金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第3項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額

提案の趣旨

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づく任期付採用制度の導入に伴い、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定める。

議案第82号

金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
制定について

金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定による一時保護施設（同条第1項に規定する一時保護施設で本市の児童相談所に設置するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとり
の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容
を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者に
よる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するた
めに必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの
児童に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

6 一時保護施設は、入所している児童の権利の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設
置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置
を講じるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要
な設備を設けなければならない。

2 一時保護施設は、施設防災計画（施設に入所している児童の特性、当該施設の周辺地
域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非
常災害が発生した場合における入所している児童の安全の確保のための体制、避難の方
法等を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定し、定期的に職員に周知しなければなら
ない。

3 一時保護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機
関との連携の体制並びに入所している児童を円滑に避難誘導するための体制を整備し、
定期的に、これらの体制について職員及び入所している児童に周知するとともに、避難
訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項に規定する訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、毎月1回以上行わなければな
らない。

5 一時保護施設は、第3項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、
必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第9条 一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第10条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得よう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第12条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第15条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第20条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供す

る場合を除く。) 、調理室、浴室及び便所を設けること。

- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一時的要件）

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{まんと}に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）第20条第4項の規定によりこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 基準府令第21条第1項第1号の規定により都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条

第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第21条第1項第8号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第26条 一時保護施設は、入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延

しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第27条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第28条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。
- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を

調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第32条 一時保護施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項について、規程を設けなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第33条 一時保護施設は、入所している児童又はその保護者等からの苦情及び相談、入所している児童の処遇の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第35条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第16条の規定は

適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条において「児童福祉施設設備運営基準」という。）第41条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

第3条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例に定める基準により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

第4条 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2第6号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

提案の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。

議案第83号

金沢市企業局経営審議会設置条例制定について

金沢市企業局経営審議会設置条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市企業局経営審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「公営企業」という。）の健全な経営を確保するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、金沢市企業局経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、公営企業の経営に関する重要事項について、調査審議するほか、当該重要事項について、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他管理者が必要であると認める者

2 専門委員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の健全な経営を確保するため、金沢市企業局経営審議会を設置する。

議案第84号

金沢市事務分掌条例の一部改正について

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「広報及び広聴」を「情報化」に改め、同条第2号中エを削り、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広報に関する事項

第2条第6号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広聴に関する事項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

市政情報を効果的かつ積極的に発信するとともに、市民の声を的確に捉えた協働によるまちづくり及びデジタル技術を活用したまちづくりを推進するため、分掌事務を見直す。

議案第85号

金沢市職員定数条例の一部改正について

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,862人」を「1,892人」に、「260人」を「233人」に、「336人」を「338人」に、「440人」を「445人」に、「3,294人」を「3,304人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

行政需要の変化に対応し、本市行政の効率的な執行体制を確保するため、職員定数を一部改める。

議案第86号

職員の服務等に関する条例の一部改正について

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、」を「及び」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を改正後の第8条の3第2項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

提案の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる育児を行う職員の範囲を拡大するほか、仕事と介護の両立支援制度に関する規定を整備する。

議案第87号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第29条に次の1号を加える。

(7) 市立保育所及び児童相談所において提供される職員の給食に係る経費

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

市立保育所等における事務の効率化を図るため、市立保育所等において提供される職員の給食に係る経費について職員の給与からの控除対象に追加する。

議案第88号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「55歳以上の職員で市長が定めるもの」を「次項各号に掲げる職員」に、「行政職給料表」を「医療職給料表(2)」に改め、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員」を削り、同条第7項中「55歳以上の職員で市長が定めるもの」を「次の各号に掲げる職員」に、「である場合又は」を「又は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳以上の職員で市長が定めるもの(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「及び次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」を「において「扶養親族たる父母等」に改め、「(同条において「行政職9級職員等」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(次条第3項第4号及び第6号において「行政職8級職員等」という。))」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(次項及び同条において「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中

「（以下この項及び次条第3項第7号において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の5第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第23条の6中「から第12条まで、第12条の3から第12条の5まで及び第23条」を「及び第11条」に改める。

第27条第1項ただし書中「、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	183,900	230,600	265,900	299,500	322,100	356,100	409,300	459,400	511,400
	2	185,000	232,100	266,900	301,000	323,900	357,800	411,200	464,900	518,300
	3	186,200	233,600	267,900	302,500	325,700	359,400	413,100	469,900	523,600
	4	187,300	235,100	268,900	303,900	327,400	361,000	414,900	474,600	527,900
	5	188,500	236,600	269,900	305,300	329,100	362,600	416,700	478,600	531,400
	6	190,200	238,100	270,900	306,400	330,800	364,400	418,500	482,200	534,700
	7	191,800	239,600	272,000	307,400	332,500	365,900	420,300	485,200	537,700
	8	193,400	241,100	273,000	308,600	334,200	367,500	422,100	487,700	540,200
	9	195,000	242,600	274,000	309,800	335,800	368,900	423,700	489,700	542,200
	10	196,700	244,000	275,000	311,400	337,500	370,500	425,200		
	11	198,300	245,400	276,000	313,000	339,200	372,100	426,700		

12	199,900	246,800	277,100	314,700	340,800	373,600	428,200
13	201,500	248,000	278,100	316,200	342,300	375,500	429,700
14	203,200	249,200	279,400	317,800	343,900	377,400	431,000
15	204,900	250,400	280,700	319,400	345,500	379,300	432,300
16	206,600	251,600	281,900	321,000	347,000	381,100	433,500
17	207,900	252,700	283,200	322,500	348,400	382,600	434,700
18	209,500	253,800	284,500	324,200	350,100	384,400	436,000
19	211,100	254,900	285,700	325,800	351,700	386,100	437,300
20	212,600	256,000	286,900	327,400	353,300	387,700	438,600
21	214,100	257,000	288,000	328,800	354,500	389,400	439,800
22	215,700	258,000	289,200	330,500	356,100	390,800	440,600
23	217,300	259,000	290,500	332,200	357,600	392,200	441,400
24	218,900	260,000	291,800	333,800	359,100	393,600	442,200
25	220,500	261,000	293,100	335,000	360,800	395,000	442,800
26	222,200	261,900	294,100	336,900	362,600	396,200	443,400
27	223,500	262,800	295,100	338,600	364,300	397,500	444,000
28	224,800	263,700	296,200	340,200	366,000	398,500	444,600
29	226,100	264,500	297,300	341,700	367,400	399,600	445,300
30	227,200	265,300	298,500	343,300	368,700	400,800	446,100
31	228,300	266,100	299,600	344,900	369,900	401,900	446,500
32	229,400	266,900	300,800	346,500	371,300	403,000	447,200
33	230,600	267,600	302,000	348,200	372,400	403,700	447,700
34	231,700	268,400	303,300	350,000	373,300	404,400	448,100
35	232,800	269,200	304,600	351,800	374,300	405,100	448,500
36	233,900	269,900	305,900	353,600	375,400	405,800	448,900
37	235,000	270,600	307,200	355,200	376,200	406,400	449,300
38	236,000	271,400	308,500	356,600	377,100	407,000	449,700
39	237,000	272,300	309,800	358,000	378,000	407,500	450,100
40	237,900	273,000	311,100	359,400	378,800	407,900	450,400
41	238,800	273,700	312,400	360,900	379,600	408,300	450,700
42	239,700	274,500	313,800	361,700	380,400	408,500	451,100
43	240,500	275,300	315,100	362,700	381,200	408,800	451,400
44	241,300	276,000	316,200	363,700	381,900	409,100	451,700
45	242,000	276,700	317,100	364,600	382,600	409,400	452,000
46	242,600	277,400	318,400	365,700	383,300	409,700	
47	243,200	278,100	319,700	366,600	384,000	410,000	
48	243,800	278,800	321,000	367,600	384,700	410,300	
49	244,400	279,500	322,200	368,500	385,200	410,500	
50	245,000	280,200	323,500	369,200	385,800	410,800	
51	245,600	280,900	324,700	369,900	386,400	411,100	
52	246,100	281,600	325,900	370,500	387,100	411,400	
53	246,600	282,200	327,200	370,900	387,500	411,600	
54	247,000	282,900	328,300	371,500	388,100	411,900	
55	247,300	283,500	329,400	372,200	388,700	412,200	
56	247,600	284,200	330,500	372,900	389,200	412,500	
57	247,900	284,800	331,200	373,200	389,600	412,700	
58	248,200	285,500	332,100	373,900	390,200	413,000	
59	248,500	286,100	332,800	374,600	390,800	413,300	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	248,800	286,800	333,600	375,200	391,300	413,500
	61	249,100	287,400	334,400	375,500	391,700	413,700
	62	249,400	288,100	334,800	376,000	392,200	414,000
	63	249,700	288,700	335,400	376,600	392,700	414,300
	64	250,000	289,200	336,100	377,200	393,300	414,500
	65	250,300	289,700	336,900	377,500	393,600	414,700
	66	250,600	290,300	337,600	378,100	394,000	415,000
	67	250,900	290,800	338,300	378,800	394,400	415,300
	68	251,200	291,400	338,900	379,400	394,800	415,500
	69	251,500	291,900	339,400	379,800	395,100	415,700
70	251,800	292,400	340,000	380,300	395,400	416,000	
71	252,100	293,000	340,500	380,900	395,700	416,300	
72	252,400	293,600	341,100	381,400	395,900	416,500	
73	252,700	294,100	341,400	381,900	396,100	416,700	
74	253,000	294,600	341,900	382,500	396,400		
75	253,300	295,000	342,300	383,000	396,700		
76	253,600	295,300	342,700	383,300	397,000		
77	253,900	295,500	343,100	383,700	397,200		
78	254,200	295,800	343,600	384,200	397,500		
79	254,500	296,000	344,100	384,600	397,800		
80	254,800	296,300	344,600	385,000	398,000		
81	255,100	296,500	344,900	385,400	398,200		
82	255,400	296,700	345,300	385,900	398,500		
83	255,700	297,000	345,700	386,300	398,800		
84	256,000	297,200	346,100	386,700	399,000		
85	256,300	297,500	346,400	387,000	399,200		
86	256,600	297,800	346,800				
87	256,900	298,100	347,200				
88	257,200	298,400	347,600				
89	257,500	298,700	347,800				
90	257,800	299,000	348,200				
91	258,100	299,300	348,600				
92	258,400	299,700	349,000				
93	258,700	299,900	349,200				
94		300,100	349,600				
95		300,400	350,000				
96		300,800	350,300				
97		301,000	350,600				
98		301,300	351,000				
99		301,700	351,400				
100		302,100	351,800				
101		302,300	352,300				
102		302,600	352,700				
103		302,900	353,100				
104		303,200	353,500				
105		303,400	354,000				
106		303,700	354,400				
107		304,000	354,700				

	108		304,300	355,100						
	109		304,500	355,600						
	110		304,900							
	111		305,300							
	112		305,600							
	113		305,800							
	114		306,000							
	115		306,300							
	116		306,700							
	117		306,900							
	118		307,100							
	119		307,400							
	120		307,700							
	121		308,100							
	122		308,300							
	123		308,600							
	124		308,900							
	125		309,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,500	220,000	260,600	280,400	295,600	321,400	363,600	397,200	449,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,400	246,900	320,500	377,700	453,000
	2	202,700	248,400	322,300	379,200	454,800
	3	205,000	249,800	324,100	380,600	456,600
	4	207,200	251,200	325,800	382,000	458,400
	5	209,400	252,600	327,400	383,400	460,000
	6	211,700	253,800	329,300	384,900	461,700
	7	213,900	255,000	331,200	386,400	463,600
	8	216,100	256,200	333,100	387,800	465,300
	9	218,300	257,600	334,900	389,100	467,000
	10	220,500	258,800	336,900	390,600	468,600
	11	222,700	260,100	338,700	392,100	470,100
	12	224,900	261,400	340,500	393,600	471,600
	13	227,100	262,700	342,200	395,000	473,100
	14	229,200	264,600	343,900	396,500	474,400
	15	231,400	266,400	345,500	398,100	475,700
	16	233,500	268,200	347,100	399,600	477,000

17	235,600	269,900	348,700	401,000	478,200
18	237,400	272,200	350,000	402,600	478,900
19	239,100	274,400	351,200	404,200	479,600
20	240,800	276,600	352,400	405,700	480,400
21	242,500	278,800	353,700	406,900	481,000
22	243,800	281,000	355,400	408,300	
23	245,100	283,200	357,000	409,700	
24	246,400	285,300	358,500	411,000	
25	247,600	287,300	360,000	412,600	
26	248,800	289,200	361,600	414,000	
27	250,000	291,100	363,200	415,300	
28	251,200	292,900	364,700	416,700	
29	252,300	294,700	366,200	418,100	
30	253,500	296,600	367,800	419,400	
31	254,700	298,400	369,400	420,900	
32	255,900	300,100	370,900	422,400	
33	257,000	301,800	372,400	424,000	
34	258,300	303,600	374,000	425,400	
35	259,600	305,300	375,600	427,000	
36	260,900	306,900	377,100	428,500	
37	262,300	308,500	378,600	430,200	
38	263,700	310,200	380,100	431,700	
39	265,000	312,000	381,600	433,300	
40	266,300	313,800	383,000	434,900	
41	267,600	315,100	384,400	436,400	
42	268,600	317,000	385,900	437,900	
43	269,600	318,800	387,300	439,200	
44	270,500	320,500	388,700	440,400	
45	271,200	322,200	390,200	441,600	
46	272,100	324,100	391,800	442,900	
47	272,900	325,800	393,400	444,100	
48	273,700	327,500	394,800	445,300	
49	274,500	329,200	396,000	446,400	
50	275,300	331,000	397,500	447,600	
51	276,000	332,800	398,900	448,800	
52	276,800	334,500	400,200	450,000	
53	277,600	336,200	401,400	451,200	
54	278,400	337,500	402,600	452,400	
55	279,200	338,800	403,900	453,600	
56	280,000	340,100	405,200	454,800	
57	280,700	341,600	406,500	455,900	
58	281,300	343,200	407,800	456,500	
59	282,100	344,700	409,200	457,000	
60	283,000	346,300	410,400	457,500	
61	283,800	347,800	411,600	458,000	
62	284,400	349,400	413,000		
63	285,200	351,000	414,400		
64	285,900	352,500	415,700		
65	286,900	354,000	416,900		
66	287,700	355,700	418,100		
67	288,500	357,300	419,400		
68	289,200	358,800	420,800		

	69	289,900	360,300	422,100
	70	290,700	361,900	423,300
	71	291,500	363,500	424,300
	72	292,200	365,000	425,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,900	366,500	426,700
	74	293,600	368,100	427,800
	75	294,300	369,700	429,000
	76	294,900	371,200	430,000
	77	295,500	372,700	431,100
	78	296,200	374,100	432,100
	79	296,900	375,500	433,100
	80	297,500	376,800	434,100
	81	298,100	378,100	435,000
	82	298,800	379,500	435,800
	83	299,500	380,900	436,600
	84	300,200	382,200	437,400
	85	300,900	383,300	438,100
	86	301,700	384,700	438,600
	87	302,400	386,000	439,000
	88	303,100	387,300	439,400
	89	303,800	388,500	439,800
	90	304,700	389,800	440,100
	91	305,500	390,900	440,400
92	306,300	392,100	440,600	
93	306,800	393,300	440,900	
94	307,600	394,400	441,200	
95	308,400	395,600	441,500	
96	309,200	396,900	441,700	
97	309,900	398,300	441,900	
98	310,700	399,300	442,200	
99	311,500	400,300	442,500	
100	312,200	401,300	442,700	
101	313,000	402,200	442,900	
102	314,000	403,200	443,200	
103	314,900	404,300	443,500	
104	315,700	405,400	443,700	
105	316,300	406,100	443,900	
106	317,100	407,000		
107	317,900	407,900		
108	318,700	408,800		
109	319,400	409,600		
110	319,800	410,400		
111	320,200	411,200		
112	320,700	412,000		
113	321,200	412,600		
114	321,600	413,300		
115	322,100	414,000		
116	322,500	414,700		
117	323,000	415,300		
118	323,500	415,800		
119	323,900	416,200		

120	324,400	416,500			
121	324,900	416,800			
122	325,300	417,100			
123	325,800	417,400			
124	326,300	417,600			
125	326,900	417,800			
126	327,200	418,100			
127	327,500	418,400			
128	327,800	418,600			
129	328,000	418,800			
130	328,300	419,100			
131	328,600	419,400			
132	328,800	419,600			
133	329,000	419,800			
134	329,200	420,100			
135	329,400	420,400			
136	329,700	420,600			
137	330,000	420,800			
138	330,200	421,100			
139	330,500	421,400			
140	330,800	421,600			
141	331,000	421,800			
142	331,200	422,100			
143	331,500	422,400			
144	331,700	422,600			
145	332,000	422,800			
146	332,200				
147	332,500				
148	332,800				
149	333,000				
150	333,200				
151	333,500				
152	333,800				
153	334,000				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額				
	円	円	円	円	円
	239,100	279,800	308,900	337,400	422,900

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	292,100	401,300	456,200	551,100
	2	294,400	404,000	458,200	557,200
	3	296,700	406,600	460,100	562,500
	4	298,900	409,100	462,000	567,500
	5	301,000	411,500	463,400	571,900
	6	304,500	413,700	465,200	576,200
	7	308,000	415,800	467,000	579,800
	8	311,400	417,900	468,800	582,800
	9	314,900	420,000	470,600	585,300
	10	318,400	421,500	472,400	587,600
	11	321,800	423,000	474,200	
	12	325,200	424,500	476,000	
	13	328,600	425,900	477,800	
	14	332,100	427,400	479,600	
	15	335,500	428,900	481,500	
	16	338,900	430,300	483,300	
	17	342,300	431,700	485,100	
	18	345,400	433,200	487,000	
	19	348,500	434,700	488,900	
	20	351,600	436,100	490,800	
	21	354,800	437,500	492,700	
	22	358,000	439,100	494,400	
	23	361,100	440,600	496,200	
	24	364,100	442,000	498,000	
	25	367,100	443,400	499,600	
	26	369,400	444,800	501,400	
	27	371,700	446,200	503,200	
	28	373,900	447,600	504,800	
	29	375,800	449,000	506,200	
	30	377,500	450,400	507,900	
	31	379,200	451,800	509,700	
	32	381,000	453,200	511,400	
	33	382,800	454,600	512,900	
	34	384,600	456,000	514,200	
	35	386,200	457,400	515,500	
	36	387,600	458,800	516,800	
	37	389,000	460,200	517,800	
	38	390,500	461,900	519,100	
	39	392,000	463,500	520,400	
	40	393,500	465,100	521,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	395,000	466,700	522,800	
	42	395,700	467,900	523,600	
	43	396,300	469,100	524,400	
	44	397,100	470,200	525,200	
	45	398,000	471,200	526,100	
	46	398,600	472,200	526,900	
	47	399,200	473,100	527,700	
	48	399,800	473,900	528,400	

49	400,400	474,600	529,200	
50	400,900	475,300	530,000	
51	401,400	476,000	530,700	
52	401,900	476,600	531,600	
53	402,400	477,300	532,500	
54	402,800	478,000	533,300	
55	403,200	478,600	534,200	
56	403,600	479,200	535,100	
57	404,000	479,500	535,900	
58	404,400	480,100	536,800	
59	404,800	480,900	537,700	
60	405,200	481,600	538,400	
61	405,600	482,000	539,200	
62	406,000	482,600	540,100	
63	406,400	483,300	541,000	
64	406,800	484,000	541,900	
65	407,100	484,400	542,700	
66		485,000	543,600	
67		485,600	544,500	
68		486,100	545,400	
69		486,600	546,200	
70		487,100	547,100	
71		487,600	548,000	
72		488,100	548,900	
73		488,500	549,700	
74		489,000		
75		489,400		
76		489,900		
77		490,400		
78		491,000		
79		491,600		
80		492,000		
81		492,500		
82		493,100		
83		493,700		
84		494,200		
85		494,700		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額			
	円	円	円	円
	302,400	345,200	400,500	474,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,100	227,900	263,600	282,500	315,800	361,600	416,000	480,200

2	191,200	229,200	264,400	283,300	317,200	363,300	417,900	481,600
3	193,300	230,600	265,200	284,100	318,600	364,900	419,800	482,900
4	195,400	231,900	266,000	284,800	320,000	366,500	421,600	484,200
5	197,400	233,100	266,800	285,500	321,400	368,100	423,400	485,400
6	199,400	234,200	267,600	286,200	323,000	369,700	425,000	486,800
7	201,400	235,200	268,400	286,900	324,500	371,300	426,600	488,200
8	203,200	236,200	269,200	287,700	326,000	372,900	428,100	489,400
9	205,000	237,300	270,000	288,500	327,500	374,500	429,600	490,800
10	206,900	238,500	270,800	289,300	329,100	376,500	430,900	492,100
11	208,800	239,800	271,700	290,100	330,600	378,500	432,200	493,500
12	210,900	241,100	272,500	290,800	332,100	380,500	433,500	494,900
13	212,600	242,400	273,300	291,500	333,600	381,900	434,800	496,300
14	214,600	243,700	274,100	292,600	335,200	383,600	436,000	497,400
15	216,800	245,000	274,900	293,700	336,700	385,300	437,200	498,500
16	218,900	246,200	275,700	294,900	338,200	387,000	438,300	499,600
17	221,000	247,400	276,500	296,100	339,700	388,700	439,600	500,700
18	222,100	248,600	277,300	297,300	341,300	390,200	440,700	501,600
19	223,200	249,800	278,100	298,500	342,900	391,700	441,900	502,500
20	224,300	251,000	278,900	299,700	344,400	393,200	443,100	503,400
21	225,400	252,100	279,700	300,900	345,700	394,500	444,200	504,400
22	226,300	253,000	280,600	302,100	347,200	395,800	445,000	
23	227,200	253,800	281,500	303,300	348,700	397,200	445,400	
24	228,100	254,600	282,300	304,500	350,200	398,300	446,100	
25	229,000	255,400	283,100	305,700	351,700	399,400	446,600	
26	230,000	256,200	284,000	306,900	353,200	400,500	447,000	
27	230,900	257,000	284,900	308,000	354,700	401,600	447,400	
28	231,800	257,800	285,700	309,200	356,200	402,700	447,800	
29	232,700	258,600	286,500	310,500	357,600	403,500	448,200	
30	233,600	259,400	287,600	311,700	359,200	404,300	448,600	
31	234,500	260,200	288,600	312,900	360,700	405,100	449,000	
32	235,400	261,000	289,600	314,200	362,200	405,900	449,300	
33	236,200	261,800	290,600	315,400	363,400	406,300	449,600	
34	237,000	262,600	291,700	316,500	364,500	406,900	450,000	
35	237,800	263,300	292,700	317,700	365,700	407,400	450,300	
36	238,600	264,100	293,700	318,900	366,800	407,800	450,600	
37	239,400	265,000	294,700	320,100	367,800	408,200	450,900	
38	240,200	265,800	295,700	321,400	368,600	408,400		
39	241,000	266,600	296,700	322,700	369,600	408,700		
40	241,800	267,400	297,700	323,900	370,700	409,000		
41	242,400	268,200	298,700	324,800	371,700	409,300		
42	243,000	269,000	299,900	326,000	372,700	409,600		
43	243,600	269,800	301,000	327,200	373,700	409,900		
44	244,100	270,600	302,100	328,400	374,600	410,200		
45	244,600	271,300	303,200	329,500	375,400	410,400		
46	245,200	272,200	304,300	330,500	376,200	410,700		
47	245,700	273,000	305,400	331,500	377,100	411,000		
48	246,100	273,800	306,500	332,400	377,900	411,300		
49	246,500	274,500	307,600	333,300	378,400	411,500		
50	247,000	275,300	308,700	334,300	379,200	411,800		
51	247,500	276,000	309,800	335,300	380,000	412,100		
52	248,000	276,700	310,900	336,200	380,800	412,400		

定年
前再

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	248,300	277,400	311,900	336,700	381,200	412,600
	54	248,600	278,100	312,900	337,600	381,900	
	55	248,900	278,800	314,000	338,300	382,600	
	56	249,200	279,500	315,000	339,200	383,200	
	57	249,500	280,200	316,000	339,900	383,600	
	58	249,800	280,900	317,000	340,200	384,100	
	59	250,100	281,600	318,000	340,700	384,700	
	60	250,400	282,200	318,900	341,300	385,300	
	61	250,700	282,800	319,800	341,900	385,700	
	62	251,000	283,500	320,600	342,600	386,200	
	63	251,300	284,200	321,300	343,300	386,700	
	64	251,600	284,800	322,000	343,900	387,200	
	65	251,900	285,400	322,600	344,600	387,800	
	66	252,200	286,100	323,300	345,100	388,300	
	67	252,500	286,800	323,900	345,700	388,900	
	68	252,800	287,400	324,500	346,300	389,500	
	69	253,100	288,000	325,100	346,600	390,000	
	70	253,400	288,700	325,300	347,200	390,500	
	71	253,700	289,400	325,800	347,700	391,000	
	72	253,900	290,000	326,300	348,200	391,500	
	73	254,100	290,600	326,900	348,700	391,800	
	74	254,400	291,100	327,400	349,200	392,300	
	75	254,700	291,500	327,900	349,700	392,700	
	76	254,900	291,900	328,300	350,100	393,100	
	77	255,100	292,300	328,900	350,400	393,500	
	78	255,400	292,600	329,400	350,700		
	79	255,700	292,900	329,800	350,900		
	80	255,900	293,200	330,300	351,200		
	81	256,100	293,500	330,800	351,700		
	82	256,400	293,800	331,200	352,000		
	83	256,700	294,100	331,400	352,300		
	84	256,900	294,400	331,700	352,600		
	85	257,100	294,600	332,100	353,000		
	86		294,800	332,500	353,300		
	87		295,000	332,800	353,600		
	88		295,200	333,100	353,900		
	89		295,600	333,400	354,300		
	90		295,800	333,600	354,600		
	91		296,000	334,000	354,900		
	92		296,200	334,300	355,300		
	93		296,600	334,500	355,600		
	94		296,800	334,800	356,000		
	95		297,000	335,100	356,400		
	96		297,300	335,400	356,800		
	97		297,600	335,600	357,300		
	98		297,800	335,900	357,700		
	99		298,000	336,200	358,100		
	100		298,300	336,400	358,500		
	101		298,600	336,600	359,000		
	102		298,800	336,800			
	103		299,000	337,200			
	104		299,300	337,400			

	105		299,600	337,600					
	106			338,000					
	107			338,400					
	108			338,800					
	109			339,000					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,500	220,100	248,700	262,300	288,000	329,200	371,900	434,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
	1	208,200	241,200	282,500	295,900	320,100	362,900	417,300
	2	210,100	243,400	283,000	296,500	321,100	364,600	419,500
	3	211,900	245,600	283,500	297,100	322,100	366,300	421,700
	4	213,600	247,800	284,000	297,600	323,100	368,000	423,800
	5	215,300	250,000	284,500	298,100	324,100	369,800	425,700
	6	217,200	251,000	285,000	298,700	325,300	371,800	427,600
	7	219,000	251,900	285,500	299,300	326,500	373,800	429,400
	8	220,700	252,800	286,000	299,800	327,700	375,800	431,300
	9	222,400	253,700	286,500	300,300	328,800	377,500	433,000
	10	224,400	254,900	287,000	300,900	330,000	379,600	434,600
	11	226,300	256,000	287,500	301,500	331,100	381,700	436,300
	12	228,200	256,900	288,000	302,000	332,200	383,700	437,900
	13	230,200	257,700	288,500	302,500	333,300	385,600	439,300
	14	232,200	258,400	289,000	303,200	334,500	387,200	440,600
	15	234,200	259,100	289,500	303,900	335,600	389,000	442,200
	16	236,200	260,000	290,000	304,600	336,700	390,800	443,700
	17	238,200	261,100	290,500	305,300	337,800	392,500	445,400
	18	240,200	262,200	291,000	306,200	339,000	394,200	447,000
	19	242,300	263,300	291,500	307,100	340,100	396,100	448,400
	20	244,300	264,400	292,000	308,000	341,200	397,900	449,800
	21	246,200	265,500	292,500	308,800	342,300	399,600	450,900
	22	247,400	266,600	293,000	309,700	343,500	401,300	452,200
	23	248,600	267,700	293,500	310,600	344,600	403,100	453,500
	24	249,700	268,800	294,000	311,500	345,700	404,800	454,900
	25	250,800	269,800	294,500	312,300	346,800	406,400	455,900
	26	251,700	270,900	295,100	313,300	348,100	408,100	456,600
	27	252,600	272,100	295,900	314,200	349,400	409,900	457,400
	28	253,500	273,100	296,700	315,100	350,700	411,700	458,000
	29	254,300	274,100	297,400	315,900	351,900	413,200	458,900
	30	255,100	274,800	298,200	317,000	353,400	414,700	459,600
	31	255,800	275,500	299,000	318,100	354,900	416,200	460,400
	32	256,500	276,200	299,800	319,200	356,500	417,500	461,200

	33	257,300	276,900	300,500	320,300	357,700	418,600	461,900
	34	258,100	277,500	301,300	321,400	359,200	419,700	462,600
	35	258,900	278,000	302,100	322,500	360,600	420,800	463,300
	36	259,600	278,500	302,800	323,600	362,000	422,000	464,100
	37	260,300	279,000	303,600	324,700	363,400	423,300	464,900
	38	261,200	279,600	304,400	325,900	364,400	424,400	465,700
	39	262,100	280,100	305,200	327,000	365,800	425,600	466,400
	40	262,900	280,600	306,000	328,100	367,100	426,700	467,100
	41	263,700	281,000	306,700	328,900	368,400	427,900	467,900
	42	264,600	281,500	307,700	330,000	369,800	428,900	
	43	265,400	282,000	308,700	331,100	371,100	430,000	
	44	266,200	282,500	309,600	332,100	372,400	431,100	
	45	267,000	283,000	310,500	333,100	373,900	432,100	
	46	267,700	283,500	311,500	334,100	375,100	432,600	
	47	268,400	284,000	312,500	335,100	376,200	433,200	
	48	269,000	284,500	313,500	336,100	377,400	433,600	
	49	269,600	285,000	314,400	337,300	378,500	434,200	
	50	270,100	285,500	315,400	338,600	379,400	434,700	
	51	270,600	286,000	316,400	339,800	380,400	435,100	
	52	271,000	286,500	317,400	341,000	381,300	435,600	
	53	271,400	287,000	318,200	341,900	381,900	436,100	
	54	272,000	287,500	319,200	343,100	382,700	436,500	
	55	272,500	288,000	320,200	344,200	383,500	436,800	
	56	272,900	288,500	321,100	345,500	384,300	437,100	
	57	273,300	289,000	322,000	346,500	385,000	437,500	
	58	273,700	289,800	323,000	347,400	385,700		
	59	274,100	290,600	324,000	348,500	386,400		
	60	274,500	291,300	324,900	349,700	387,000		
	61	274,900	292,000	325,800	350,800	387,600		
	62	275,300	292,900	327,000	352,000	388,200		
	63	275,700	293,800	328,200	353,200	388,900		
	64	276,100	294,600	329,400	354,200	389,500		
	65	276,500	295,400	330,100	355,300	390,200		
	66	276,900	296,300	331,200	356,300	390,700		
	67	277,300	297,100	332,300	357,400	391,300		
	68	277,700	297,900	333,200	358,500	391,800		
	69	278,100	298,700	334,300	359,300	392,200		
	70	278,600	299,600	335,000	360,400	392,800		
	71	279,100	300,500	336,100	361,500	393,300		
	72	279,500	301,400	337,200	362,500	393,600		
	73	279,900	302,300	338,300	363,200	393,900		
	74	280,500	303,200	339,500	364,000	394,400		
	75	281,100	304,100	340,600	364,800	394,800		
	76	281,600	305,000	341,700	365,500	395,100		
	77	282,100	305,800	342,800	366,100	395,400		
	78	282,700	306,800	343,900	366,600	395,900		
	79	283,300	307,800	344,900	367,100	396,400		
	80	283,800	308,700	346,000	367,600	396,900		
	81	284,300	309,200	346,900	368,200	397,200		
定年	82	284,800	310,100	347,900	368,700	397,600		
前再	83	285,300	311,000	348,800	369,200	398,100		
任用	84	285,800	311,800	349,800	369,700	398,500		

短時間勤務職員以外の職員	85	286,300	312,600	350,700	370,100	398,900
	86	286,800	313,700	351,500	370,500	
	87	287,300	314,700	352,300	371,100	
	88	287,800	315,700	353,100	371,600	
	89	288,300	316,600	353,700	371,900	
	90	288,800	317,700	354,300	372,400	
	91	289,300	318,700	354,900	372,800	
	92	289,800	319,700	355,600	373,100	
	93	290,300	320,500	356,000	373,700	
	94	290,900	321,200	356,400	374,200	
	95	291,500	321,900	356,900	374,700	
	96	292,100	322,500	357,300	375,200	
	97	292,700	323,000	357,800	375,800	
	98	293,200	323,300	358,200	376,300	
	99	293,700	323,900	358,700	376,800	
	100	294,200	324,500	359,100	377,200	
	101	294,700	324,900	359,400	377,800	
	102	295,200	325,500	359,900	378,300	
	103	295,700	326,100	360,300	378,800	
	104	296,100	326,600	360,600	379,300	
	105	296,500	327,000	361,000	379,900	
	106	297,000	327,500	361,500	380,300	
	107	297,500	328,000	362,000	380,800	
	108	297,800	328,500	362,500	381,300	
	109	298,000	328,900	363,000	381,900	
	110	298,300	329,300	363,500		
	111	298,500	329,600	364,000		
	112	298,800	329,900	364,400		
	113	299,100	330,200	364,800		
	114	299,300	330,600	365,200		
	115	299,600	330,900	365,700		
	116	299,800	331,200	366,200		
	117	300,100	331,400	366,600		
	118	300,400	331,700	367,100		
	119	300,700	332,000	367,600		
120	301,000	332,200	368,100			
121	301,300	332,400	368,400			
122	301,700	332,700				
123	302,000	333,000				
124	302,300	333,300				
125	302,500	333,500				
126	302,700	333,800				
127	303,000	334,200				
128	303,400	334,400				
129	303,600	334,600				
130	303,900	334,800				
131	304,300	335,200				
132	304,700	335,400				
133	304,900	335,700				
134	305,200	336,100				
135	305,500	336,500				

136	305,800	336,900						
137	306,000	337,200						
138	306,300	337,600						
139	306,600	338,000						
140	306,900	338,400						
141	307,100	338,700						
142	307,500	339,100						
143	307,900	339,400						
144	308,200	339,800						
145	308,400	340,100						
146	308,600	340,500						
147	308,900	340,900						
148	309,300	341,300						
149	309,500	341,600						
150	309,700	342,000						
151	310,000	342,400						
152	310,300	342,800						
153	310,700	343,100						
154	310,900							
155	311,100							
156	311,400							
157	311,700							
158	312,000							
159	312,300							
160	312,600							
161	313,000							
162	313,400							
163	313,700							
164	314,000							
165	314,400							
166	314,700							
167	315,000							
168	315,300							
169	315,700							
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	240,300	260,800	268,100	278,600	295,000	332,700	377,500	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第17条第2項において同じ。）」を加える。

第11条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第19条第1項中「、第5条の4、第12条」を削り、同条第2項中「第5条の2、第5条の4、第12条」を「第5条の4」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表第23条の6の項中「、第10条の3から第12条まで、第12条の3から第12条の5まで」を「、第10条の3及び第11条」に、「第10条の3から第12条まで、第12条の3から第12条の5まで、」を「第11条、第12条の5及び」に改める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第4条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第13条第7項中「5条第3項」を「第5条第3項」に、「から第12条まで、第12条の3から第12条の5まで及び第23条」を「並びに第11条」に改める。

附則第14条第2項中「、第5条の4、第12条」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるも

のをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とある

のは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2

19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			

77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1

18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	

76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	

71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11

28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			

86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10

27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		

85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

提案の趣旨

国家公務員等の例に準じて給料月額の改定を行うとともに、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を引き上げるなど諸手当の見直しを行う。

議案第89号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項及び第30条の2第1項中「基本報酬（）」を「基本報酬額（）」に改め、「の額」を削り、「以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」を「現在において当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬額に、規則で定める方法により算出した日数又は時間数を乗じて得た額」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の算出に係る規定を整備する。

議案第90号

金沢市職員等旅費条例の一部改正について

金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例

金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「任命権者」の次に「（以下「任命権者」という。）」を加え、同項第2号中「勤務庁」の次に「（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「勤務庁に」の次に「旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務庁から新勤務庁に」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「父、母」を「父母」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項に次の2号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であって、本市と旅行役務提供契約（旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

(8) 職務の級 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項中「配偶者」の次に「若しくは子」を加え、同項各号中「出張のため」を「出張又は赴任のための」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「場合には、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第4項中「市」を「本市」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に、「その出発前に第4条第2項」を「次条第2項」に、「旅行命令を取り消され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「損失となった」を「者の損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「かつ」を「、かつ、」に改め、同条第2項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「、第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条に規定する種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「によって旅行し難い」を「により旅行し難い」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「とするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「所定の」を削り、「当該旅費」の次に「若しくは当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に

「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「請求書及び」及び「記載事項及び様式並びに」を削り、「期間」の次に「並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第13条を第7条とし、同条の次に次の6条を加える。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長及び副市長に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長及び副市長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船

船運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(市長及び副市長に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級(市長及び副市長が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(市長が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用(職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動(以下「自家用自動車移動」という。))にあつては、当該自家用自動車移動に必要な諸雑費に充てるための費用)とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限

る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 自家用自動車移動に通常要する費用を勘案して市長が別に定める費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その基準となる額(以下「宿泊費基準額」という。)は、別表のとおりとする。ただし、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が必要があると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

第14条から第16条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第16条の2を削り、第17条から第23条までを次のように改める。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定める旅費とする。

(旅費の調整)

第22条 旅行命令権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行

における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（自家用自動車移動に係るものを除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1号から第4号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（自家用自動車移動に係るもの及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第24条から第29条までを削り、第30条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第31条を第26条とする。

第32条の見出しを「（委任）」に改め、同条第1項中「この」の次に「条例に定めるも

ののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この」を加え、「の手続きその他執行について」を削り、同条を第27条とする。

附則第5項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区 分	宿 泊 費 基 準 額（1 夜 に つ き）		
	市 長	副 市 長	職務の級が9級 以 下 の 者
北海道	27,000円	18,000円	13,000円
青森県	23,000円	15,000円	11,000円
岩手県	19,000円	13,000円	9,000円
宮城県	21,000円	14,000円	10,000円
秋田県	23,000円	15,000円	11,000円
山形県	21,000円	14,000円	10,000円
福島県	17,000円	11,000円	8,000円
茨城県	23,000円	15,000円	11,000円
栃木県	21,000円	14,000円	10,000円
群馬県	21,000円	14,000円	10,000円
埼玉県	40,000円	27,000円	19,000円
千葉県	36,000円	24,000円	17,000円
東京都	40,000円	27,000円	19,000円
神奈川県	34,000円	22,000円	16,000円
新潟県	34,000円	22,000円	16,000円
富山県	23,000円	15,000円	11,000円
石川県	19,000円	13,000円	9,000円
福井県	21,000円	14,000円	10,000円
山梨県	25,000円	17,000円	12,000円
長野県	23,000円	15,000円	11,000円
岐阜県	27,000円	18,000円	13,000円

静岡県	19,000円	13,000円	9,000円
愛知県	23,000円	15,000円	11,000円
三重県	19,000円	13,000円	9,000円
滋賀県	23,000円	15,000円	11,000円
京都府	40,000円	27,000円	19,000円
大阪府	27,000円	18,000円	13,000円
兵庫県	25,000円	17,000円	12,000円
奈良県	23,000円	15,000円	11,000円
和歌山県	23,000円	15,000円	11,000円
鳥取県	17,000円	11,000円	8,000円
島根県	19,000円	13,000円	9,000円
岡山県	21,000円	14,000円	10,000円
広島県	27,000円	18,000円	13,000円
山口県	17,000円	11,000円	8,000円
徳島県	21,000円	14,000円	10,000円
香川県	32,000円	21,000円	15,000円
愛媛県	21,000円	14,000円	10,000円
高知県	23,000円	15,000円	11,000円
福岡県	38,000円	25,000円	18,000円
佐賀県	23,000円	15,000円	11,000円
長崎県	23,000円	15,000円	11,000円
熊本県	29,000円	20,000円	14,000円
大分県	23,000円	15,000円	11,000円
宮崎県	25,000円	17,000円	12,000円
鹿児島県	25,000円	17,000円	12,000円
沖縄県	23,000円	15,000円	11,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の金沢市職員等旅費条例（以下この条において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の金沢市職員等旅費条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第2項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「を準用して」を「の例により」に改める。

提案の趣旨

国家公務員の例に準じ、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、宿泊料を定額支給から実費支給とする等旅費の種目、内容及び支給対象の見直し等を行う。

議案第91号

金沢市税賦課徴収条例及び金沢市宿泊税条例の一部改正について

金沢市税賦課徴収条例及び金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市税賦課徴収条例及び金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第32条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第43条の8第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第72条の2第2項第2号及び第116条の2の2第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第117条の7第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第117条の21第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(金沢市宿泊税条例の一部改正)

第2条 金沢市宿泊税条例(平成30年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第92号

金沢市手数料条例の一部改正について

金沢市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第74号の項を次のように改める。

(74) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合	構造計算の審査を要しない建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物（以下この号及び第77号において「特例建築物」という。）以外の建築物に限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メ	1件につき 52,000円

を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	一ト以内のもの	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 59,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 83,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 200,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 320,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 590,000円
	構造計算の審査を要しない建築物(特例建築物に限る。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの		1件につき 17,000円

	ル以内のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円
構造計算の審査を要する建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 26,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 35,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 49,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 73,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 78,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 90,000円
	床面積の合計が	1件につき 110,000円

		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 250,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 410,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 760,000円

別表第75号の項中「確認を」を「確認済証の交付を」に、「14,000円」を「16,000円」に改め、同表第76号の項中「確認を」を「確認済証の交付を」に改め、同表第77号の項を次のように改める。

(77) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完	建築基準法第7条の3第1項の特定工程（以下「特定工程」	建築基準法第7条の5に規定する工事（特例建築物の建築	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円
			床面積の合計が100平方メートル	1件につき 42,000円

了の通知に 対する審査	と い う。) に係る 建築物 以外の 建築物	に係る ものに 限る。 以下こ の号及 び第79 号の2 におい て「特 例工 事」と い う。) 以外の 工事	を超え200平方メ ートル以内のもの	
			床面積の合計が 200平方メートル を超え300平方メ ートル以内のもの	1件につき 48,000円
			床面積の合計が 300平方メートル を超え500平方メ ートル以内のもの	1件につき 57,000円
			床面積の合計が 500平方メートル を超え1,000平方 メートル以内のも の	1件につき 68,000円
			床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内の もの	1件につき 91,000円
			床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内の もの	1件につき 210,000円
			床面積の合計が 10,000平方メート ルを超え50,000平 方メートル以内の もの	1件につき 290,000円

		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 540,000円
	特例工事	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
		特例工事以外 の工事	床面積の合計が30平方メートル以内のもの
特定工程に係る建築物		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 37,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 44,000円
		床面積の合計が	1件につき 51,000円
		床面積の合計が	1件につき 51,000円

	300平方メートル を超え500平方メ ートル以内のもの	
	床面積の合計が 500平方メートル を超え1,000平方 メートル以内のも の	1件につき 66,000円
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内の もの	1件につき 85,000円
	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内の もの	1件につき 190,000円
	床面積の合計が 10,000平方メート ルを超え50,000平 方メートル以内の もの	1件につき 280,000円
	床面積の合計が 50,000平方メート ルを超えるもの	1件につき 530,000円
特例工 事	床面積の合計が30 平方メートル以内 のもの	1件につき 14,000円
	床面積の合計が30	1件につき 21,000円

		平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円

別表第78号の項中「13,000円」を「22,000円」に改め、同表第79号の項中「9,000円」を「14,000円」に改め、同表中第79号の2の項及び第80号の項を次のように改める。

(79)の2 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	特例工事以外の工事	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 38,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
		床面積の合計が	1件につき 57,000円

	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 470,000円
特例工事	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円
	床面積の合計が	1件につき 29,000円

		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	
(80) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	60,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき	120,000円

別表第116号の項を次のように改める。

(116) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事(土石の堆積に係るものを除く。)の許可又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	盛土又は切土をす る土地の面積が 500平方メートル 以内のもの	1件につき	14,000円
	盛土又は切土をす る土地の面積が 500平方メートル を超え1,000平方 メートル以内のも の	1件につき	24,000円

盛土又は切土をす る土地の面積が 1,000平方メー トルを超え2,000平 方メートル以内の もの	1件につき 34,000円
盛土又は切土をす る土地の面積が 2,000平方メー トルを超え3,000平 方メートル以内の もの	1件につき 50,000円
盛土又は切土をす る土地の面積が 3,000平方メー トルを超え5,000平 方メートル以内の もの	1件につき 62,000円
盛土又は切土をす る土地の面積が 5,000平方メー トルを超え10,000平 方メートル以内の もの	1件につき 83,000円
盛土又は切土をす る土地の面積が 10,000平方メー トルを超え20,000平 方メートル以内の もの	1件につき 130,000円

盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき 202,000円
盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき 322,000円
盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 462,000円
盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 602,000円

別表第116号の2の項中「の計画の変更の」を「(土石の堆積に係るものを除く。)の計画の変更の許可又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の」に、「420,000円」を「602,000円」に、「宅地造成等に関する工事の設計」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「前号」を「第116号」に、「新たな」を「盛土又は切土をする土地への新たな」に、「係る宅地造成等」を「係る宅地造成又は特定盛土等」に改め、同項を同表第116号の2の2の項とし、同表第116号の項の次に次のように加える。

(116)の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事（土石の堆積に係るものに限る。）の許可又は同法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積をする 土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
	土石の堆積をする 土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
	土石の堆積をする 土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円
	土石の堆積をする 土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円
	土石の堆積をする 土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円
	土石の堆積をする 土地の面積が5,000平方メートル以内のもの	1件につき 35,000円

ルを超え10,000平方メートル以内のもの	
土石の堆積をする 土地の面積が 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 42,000円
土石の堆積をする 土地の面積が 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき 58,000円
土石の堆積をする 土地の面積が 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき 79,000円
土石の堆積をする 土地の面積が 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 118,000円
土石の堆積をする 土地の面積が 100,000平方メー	1件につき 145,000円

別表第116号の3の項の前に次のように加える。

(116)の2の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事（土石の堆積に係るものに限る。）の計画の変更の許可又は同法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

1件につき 次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が145,000円を超えるときは、145,000円とする。

ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、第116号の2に定める当該手数料の金額の10分の1に相当する金額

イ 土石の堆積をする土地への新たな土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ、第116号の

	2に定める当該手数料の 金額 ウ その他の変更について は、10,000円
--	--

別表第116号の13の項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表第116号の20の5の項中「第12条第2項後段」を「第11条第2項」に、「第13条第3項後段」を「第12条第3項」に、「工場等に係るものを除く」を「非住宅建築物（工場等を除く。）に係るものに限る」に、「同法第12条第2項」を「同法第11条第2項」に、「第13条第3項の」を「第12条第3項の」に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 63,000円
--	---------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 48,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 63,000円

に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
--	----------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円

に改め、

同項を同表第116号の20の8の項とし、同表第116号の20の4の項中「第12条第2項後段」を「第11項第2項」に、「第13条第3項後段」を「第12条第3項」に、「同法第12条第2項」を「同法第11条第2項」に、「第13条第3項の」を「第12条第3項の」に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 21,000円
--	---------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 14,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 21,000円

に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 24,000円
--	---------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 24,000円

に改め、

同項を同表第116号の20の7の項とし、同表第116号の20の3の項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「工場等に係るものを除く」を「非住宅建築物（工場等を除く。）に係るものに限る」に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
--	----------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円

に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 280,000円
--	----------------

を

一消費性能 確保計画 （住宅に係 るものに限 る。）の変 更に係る建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定又は当該 変更が同法 第11条第2 項若しくは 第12条第3 項の国土交 通省令で定 める軽微な 変更該当 しているこ とを証する 書面の交付 の申請に対 する審査		メートル未満のもの	
		一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 120,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 180,000円
	評価方法の一部 が仕様基準を用 いる方法による もの	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 15,000円
		一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 16,000円

	<p>一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 30,000円</p>
	<p>一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 52,000円</p>
	<p>一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 96,000円</p>
	<p>一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 140,000円</p>

別表第116号の20の2の項中「第12条第1項」を「第11項第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「工場等（以下この号から第116号の20の5まで）」を「非住宅建築物（次号、第116号の20の8、第116号の22及び第116号の26において「非住宅建築物」という。）で住宅部分（同令に規定する住宅部分をいう。）以外の部分の全部を同令

に規定する工場等の用途に供するもの（次号、第116号の20の7及び第116号の20の8」に、

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この号から第116号の20の5までにおいて「非住宅部分」という。）の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 26,000円</p>
--	----------------------

を

<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する非住宅部分（以下この号、次号、第116号の20の7、第116号の20の8及び備考第14項において「非住宅部分」という。）の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 18,000円</p>
<p>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 26,000円</p>

に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件につき 31,000円
--	----------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件につき 22,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件につき 31,000円

に改め、

同項を同表第116号の20の3の項とし、同表第116号の20の項の次に次のように加える。

(116)の20の2建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の	評価方法の全部が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1号イ又はロに規	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件につき 34,000円
		一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件につき 38,000円
		一戸建ての住宅以	1 件につき 68,000円

規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（住宅に係るものに限る。）の申請に対する審査	定する基準（以下「仕様基準」という。）を用いない方法によるもの	外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
		一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 190,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 280,000円
	評価方法の一部が仕様基準を用いる方法によるもの	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 25,000円
	一戸建ての住宅の	1件につき 28,000円	

	床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	
	一戸建ての住宅以 外の住宅の申請に 係る部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	1件につき 50,000円
	一戸建ての住宅以 外の住宅の申請に 係る部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの	1件につき 85,000円
	一戸建ての住宅以 外の住宅の申請に 係る部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの	1件につき 140,000円
	一戸建ての住宅以 外の住宅の申請に 係る部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上の もの	1件につき 210,000円

別表第116号の21の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を

「第30条第2項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項の前に次のように加える。

<p>(116)の20の9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項若しくは第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（複合建築物に係るものに限る。）の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該変更が同法第11条第2項若しくは第12条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 前3号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額</p>
--	--

別表第116号の22の項から第116号の24の項までの規定中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第116号の25の項から第116号の28の項までの規定中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第116号の29の項から第116号の31の項までを削り、同表の備考第9項第2号及び第4号中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同備考第10項中「第14項」を「第13項」に改め、同項第2号中「当該確認」を「確認済証の交付」に改め、同備考第19項を同備考第22項とし、同備考第18項中「第116号の20の4又は第116号の20の5」を「第116号の20の6から第116号の20の9まで」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項を同備考第21項とし、同備考第17項中「又は第116号の20の3」を「から第116号の20の5まで」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項を同備考第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 第116号の20の2から第116号の20の9までの建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に係る手数料の金額は、これらの申請に係る計画に他の建築物が記載されている場合にあつては、当該計画に係る一の建築物ごとに算定した金額を合算した金額とする。

別表の備考中第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、第14項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 第80号の建築物等の仮使用の認定の申請に係る床面積の合計は、当該仮使用の認定の対象となる建築物等の部分の床面積について算定する。

別表の備考第13項中「第11条第1項に規定する特定建築行為」を「第10条第1項に規定する建築」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅 4,000円
- (2) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
- (3) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円
- (4) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 42,000円
- (5) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 75,000円
- (6) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
- (7) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円
- (8) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円
- (9) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円
- (10) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円
- (11) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 151,000円
- (12) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 189,000円
- (13) 複合建築物 前各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額

別表の備考中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

- 11 第74号の建築物の確認の申請に係る建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項後段において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める特定建築行為である場合又は同号の建築物の計画の通知に係る建築が同法第12条第2項ただし書（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める特定建築行為である場合の手数料は、同号に規定する当該手数料の金額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を加えた金額とする。

- (1) 一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
- (2) 一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 18,000円
- (3) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 32,000円
- (4) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 56,000円
- (5) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円
- (6) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 150,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

建築基準法の一部改正に伴い、確認申請に対する審査手数料の額の改定等を行うとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、住宅等に係るエネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査手数料の額等を定めるほか、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域指定に伴い、宅地造成等に関する工事の許可申請に対する審査手数料の額の改定等を行う。

議案第93号

金沢市学校設置条例の一部改正について

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中 「金沢市兼六元町7番15号」 を 「金沢市小將町1番15号」 に

改める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

提案の趣旨

金沢市立兼六小学校の移転に伴い、その位置を改める。

議案第94号

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市学校給食扇台共同調理場の項及び金沢市学校給食鞍月共同調理場の項を削り、同表に次のように加える。

金沢市学校給食南部共同調理場	金沢市泉本町6丁目35番地
----------------	---------------

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

提案の趣旨

老朽化した学校給食共同調理場等の集約化を図るため、新たに金沢市学校給食南部共同調理場を設置するとともに、金沢市学校給食扇台共同調理場及び金沢市学校給食鞍月共同調理場を廃止する。

議案第95号

金沢市図書館条例の一部改正について

金沢市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市図書館条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 当分の間、第3条に定めるもののほか、金沢市立玉川図書館に、金沢市立玉川図書館長町図書室を置く。
- 3 当分の間、第9条中「金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場（以下これらを）」とあるのは「金沢市立玉川こども図書館の駐車場（以下」と、別表の備考第2項中「金沢市立玉川図書館の休館の日及び金沢市立玉川こども図書館の休館の日のいずれにも」とあるのは「金沢市立玉川こども図書館の休館の日に」とする。

第2条 金沢市図書館条例の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 令和7年7月1日
- (2) 第1条中金沢市図書館条例附則に2項を加える改正規定（附則第2項に係る部分に限る。）及び第2条の規定 規則で定める日

提案の趣旨

金沢市立玉川図書館の改修に伴い、改修期間中のまちなかにおける図書館サービスを継続するため、金沢市立玉川図書館長町図書室を設置する。

議案第96号

金沢市スポーツ広場条例の一部改正について

金沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第4人工芝用ソリ用具（ソリ、ヘルメット及びプロテクター）の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案の趣旨

金沢市内川スポーツ広場の大型遊具の再整備に伴い、人工芝用ソリ用具に関する規定を削除する。

議案第97号

金沢ふるさと偉人館条例の一部改正について

金沢ふるさと偉人館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢ふるさと偉人館条例の一部を改正する条例

金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条から第8条までを削り、第9条を第5条とする。

第10条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を、「指定管理者」の次に「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第6条とする。

第11条を第7条とし、第12条から第15条までを4条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の観覧に係る観覧料金については、なお従前の例による。
- 3 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「、金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）第5条第1項」を削る。

提案の趣旨

文化施設を活用したふるさと教育環境の充実を図るため、観覧を無料化する。

議案第98号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第30条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、給付金として支払を受けた金銭の管理を行う施設に母子生活支援施設を加えるほか、児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第99号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項、第57条第1項、第67条第1項、第4項ただし書及び第12項ただし書、第85条第1項、第97条第1項並びに第105条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第6号及び第25条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第149条第1項ただし書及び第4号、第184条第1項ただし書及び第3号並びに第191

条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第131条第1項ただし書及び第4号、第168条第1項ただし書及び第3号並びに第175条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第153条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

(金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第45条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正)

第8条 金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第89条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第10条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第39条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第13条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第14条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書及び第4号並びに第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第15条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第16条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第17条 金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、管理栄養士の配置に関する規定を整備する。

議案第100号

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に」を「次

の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「第43条第3項第1号」を「第43条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第43条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第43条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第43条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等との連携に関する規定等を整備する。

議案第101号

金沢市国民健康保険条例の一部改正について

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の6の10中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第31条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第5項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第31条の4第3項及び第7項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、令和7年度分からの保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料について、減額の基準を改めるとともに、後期高齢者支援金等賦課限度額を改定する。

議案第102号

金沢市水道法施行条例の一部改正について

金沢市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市水道法施行条例の一部を改正する条例

金沢市水道法施行条例（平成24年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上

水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める。

議案第103号

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正について

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第5号中「宅地造成」の次に「、盛土等又は土石の堆積」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「区域」の次に「又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

宅地造成等規制法の一部改正に係る経過措置期間の経過に伴い、宅地造成等工事規制区域の定義に合わせ、抑制区域の定義を整理する。

議案第104号

金沢市公園条例の一部改正について

金沢市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 金沢城北市民運動公園（第3条の2第1項第1号から第7号までに掲げる公園施設を除く。）

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 金沢城北市民運動公園（金沢市公園条例第3条の2第1項第1号から第7号までに掲げる公園施設を除く。）の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

金沢城北市民運動公園の管理を指定管理者に行わせるため、関係規定を整備する。

議案第105号

金沢市建築基準条例の一部改正について

金沢市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市建築基準条例の一部を改正する条例

金沢市建築基準条例（昭和36年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（崖付近の建築物）」に改め、同条中「がけ（こう配）」を「建築物は、崖（勾配）」に、「、高さ」を「、その高さが」に改め、「この条において」を削り、「からの水平距離が、次の各号に掲げる位置に建築物を建築する場合においては、がけ崩れに対して安全な擁壁を設けなければ」を「の下端から崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければ」に改め、同条ただし書中「がけの地質若しくは形状」を「崖の地盤が堅固であり、若しくは崖が堅固な擁壁等で保護されており、」に、「建築物の規模若しくは構造により」を「当該建築物の構造により、」に、「ものについて」を「場合」に改め、同条各号を削る。

第8条第1号及び第9条ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第8条第1号及び第9条ただし書の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域等の指定を機に、崖崩れに対する安全処置基準を改めるほか、建築基準法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第106号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号ウ中「464,600人」を「464,180人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

金沢市公共下水道事業計画の変更に伴い、下水道事業の規模を改定する。

議案第107号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等を改定する。

議案第108号

金沢市消防団条例の一部改正について

金沢市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「468人」を「473人」に、「538人」を「543人」に、「242人」を「252人」に、「1,248人」を「1,268人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の趣旨

金沢市消防団の充実強化を図るため、基本団員の定員を改める。

議案第109号

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副 団 長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分 団 長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部 長 及 び 班 長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団 員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

提案の趣旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、勤務年数35年以上の消防団員に係る退職報償金の区分を新設する。

議案第110号

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化 振興財団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第111号

自転車等駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山 卓

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場	金沢市二口町ニ24番地5	公益社団法人金沢市シルバー人材センター	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場			
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場			
金沢市営金沢駅原付バイク駐車場			
金沢市営金沢駅東自転車駐車場			
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場			
金沢市営本町2丁目自転車駐車場			
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場			
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場			
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場			
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場			
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場			

金沢市営森本駅西 自転車駐車場	金沢市二口町 ニ 24 番地 5	公益社団法人金沢市 シルバー人材センター	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで
金沢市営野町駅前 自転車駐車場			
金沢市営馬替駅前 自転車駐車場			
金沢市営額住宅駅前 自転車駐車場			
金沢市営乙丸駅前 自転車駐車場			
金沢市営割出駅前 自転車駐車場			
金沢市営三ツ屋駅前 自転車駐車場			
金沢市営蚊爪駅前 自転車駐車場			
金沢市営みどり 1 丁目 バス停前自転車駐車場			
金沢市営光が丘 2 丁目 自転車駐車場			
金沢市営四十万バス停 前自転車駐車場			
金沢市営金石バス停前 自転車駐車場			
金沢市営木越団地 自転車駐車場			
金沢市営矢木 1 丁目 自転車駐車場			
金沢市営観音堂バス停 前自転車駐車場			
金沢市営上荒屋バス停 前自転車駐車場			
金沢市営鳴和バス停前 自転車駐車場			
金沢市営円光寺バス停 前自転車駐車場			
金沢市営若松バス停前 自転車駐車場			

金沢市営表参道 自転車駐車場	金沢市二口町 ニ24番地5	公益社団法人金沢市 シルバー人材センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
金沢市営十間町 自転車駐車場			
金沢市営香林坊地下 自転車駐車場			
金沢市営香林坊 自転車駐車場			
金沢市営柿木畠 自転車駐車場			
金沢市営片町広場 自転車駐車場			

議案第112号

金沢市立中村記念美術館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山 卓

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢市立中村記念美術館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
金沢くらしの博物館			
金沢市立安江金箔工芸館			
金沢ふるさと偉人館			
金沢市老舗記念館			
泉鏡花記念館			
金沢湯涌夢二館			
金沢蓄音器館			
前田土佐守家資料館			
室生犀星記念館			
徳田秋聲記念館			
金沢文芸館			
鈴木大拙館			

議案第113号

金沢卯辰山工芸工房等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金沢市長 村山 卓

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢卯辰山工芸工房	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢芸術 創造財団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
金沢市民芸術村			
金沢市牧山ガラス工房			
金沢市おしがはら工房			
金沢湯涌創作の森			

議案第114号

金沢職人大学校の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 職 人 大 学 校	金 沢 市 大 和 町 1 番 1 号	公益社団法人金沢職人 大学校	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第115号

金沢湯涌江戸村の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 湯 涌 江 戸 村	金 沢 市 柿 木 畠 1 番 1 号	公 益 財 団 法 人 金 沢 文 化 振 興 財 団	令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 12 年 3 月 31 日 ま で

議案第116号

金沢市異業種研修会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市異業種研修会館	金沢市打木町 東1400番地	安原工業団地協同組合	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第117号

金沢市ものづくり会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市ものづくり会館	金沢市栗崎町4丁目 80番地1	住吉工業協同組合	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第118号

金沢市松ヶ枝福祉館及び金沢福祉用具情報プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市松ヶ枝福祉館	金沢市高岡町7番25号	社会福祉法人金沢市 社会福祉協議会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
金沢福祉用具情報 プラザ			

議案第119号

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
金沢市小立野老人福祉センター	金沢市小立野4丁目 7番51号	金沢市小立野老人福祉 センター振興協力会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
金沢市粟崎老人福祉センター	金沢市粟崎町1丁目 3番地	金沢市粟崎老人福祉セ ンター振興協力会	
金沢市中村町老人憩の家	金沢市中村町 10番35号	金沢市中村町老人憩の家 振興協力会	
金沢市小坂老人憩の家	金沢市小坂町 北312番地	金沢市小坂老人憩の家 振興協力会	
金沢市鞍月老人憩の家	金沢市直江南1丁目 1番地	金沢市鞍月老人憩の家 振興協力会	
金沢市瓢箪老人憩の家	金沢市彦三町2丁目 10番5号	金沢市瓢箪老人憩の家 振興協力会	
金沢市安原老人憩の家	金沢市福増町 北1067番地	金沢市安原老人憩の家 振興協力会	
金沢市森山老人憩の家	金沢市森山2丁目 11番13号	金沢市森山老人憩の家 振興協力会	
金沢市馬場老人憩の家	金沢市東山3丁目 9番35号	金沢市馬場老人憩の家 振興協力会	
金沢市戸板老人憩の家	金沢市戸板1丁目 2番地	金沢市戸板老人憩の家 振興協力会	

金沢市二塚老人憩の家	金沢市北塚町西98番地	金沢市二塚老人憩の家 振興協力会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
金沢市弥生老人憩の家	金沢市弥生1丁目 29番13号	金沢市弥生老人憩の家 振興協力会	
金沢市浅野川老人憩の家	金沢市大河端西1丁目 96番地	金沢市浅野川老人憩の家 振興協力会	
金沢市崎浦老人憩の家	金沢市小立野2丁目 41番36号	金沢市崎浦老人憩の家 振興協力会	
金沢市松寺老人憩の家	金沢市松寺町丑42番地	金沢市松寺老人憩の家 振興協力会	
金沢市新神田老人憩の家	金沢市新神田1丁目 1番18号	金沢市新神田老人憩の家 振興協力会	
金沢市浅野町老人憩の家	金沢市浅野本町2丁目 13番12号	金沢市浅野町老人憩の家 振興協力会	

議案第120号

金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢健康プラザ大手町	金沢市大手町3番23号	公益財団法人金沢健康福祉財団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第121号

金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市障害児通園施設 ひまわり教室	金沢市十一屋町 4番34号	社会福祉法人むつみ会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第122号

旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
旧高峰家・旧検事正官舎	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第123号

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 駅 東 駐 車 場	大阪府大阪市中央区 今橋 4 丁目 1 番 1 号	タイムズグループ共同 事業体	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月 31 日まで
武 蔵 地 下 駐 車 場			

議案第124号

地区公民館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 市 野 町 公 民 館	金 沢 市 野 町 3 丁 目 11 番 1 号	金 沢 市 野 町 公 民 館 振 興 協 力 会	令 和 7 年 4 月 1 日 从 令 和 12 年 3 月 31 日 まで
金 沢 市 弥 生 公 民 館	金 沢 市 弥 生 1 丁 目 29 番 13 号	金 沢 市 弥 生 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 中 村 町 公 民 館	金 沢 市 中 村 町 10 番 35 号	金 沢 市 中 村 町 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 城 南 公 民 館	金 沢 市 若 草 町 22 番 12 号	金 沢 市 城 南 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 新 豎 町 公 民 館	金 沢 市 鱗 町 62 番 地	金 沢 市 新 豎 町 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 菊 川 町 公 民 館	金 沢 市 菊 川 2 丁 目 3 番 3 号	金 沢 市 菊 川 町 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 材 木 公 民 館	金 沢 市 材 木 町 13 番 11 号	金 沢 市 材 木 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 味 噌 蔵 町 公 民 館	金 沢 市 兼 六 元 町 7 番 19 号	金 沢 市 味 噌 蔵 町 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 長 町 公 民 館	金 沢 市 長 町 2 丁 目 2 番 16 号	金 沢 市 長 町 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 松 ヶ 枝 公 民 館	金 沢 市 高 岡 町 7 番 23 号	金 沢 市 松 ヶ 枝 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 長 土 堀 公 民 館	金 沢 市 長 町 3 丁 目 3 番 3 号	金 沢 市 長 土 堀 公 民 館 振 興 協 力 会	
金 沢 市 芳 齋 公 民 館	金 沢 市 芳 齋 2 丁 目 3 番 43 号	金 沢 市 芳 齋 公 民 館 振 興 協 力 会	

金沢市此花町公民館	金沢市此花町2番7号	金沢市此花町公民館 振興協力会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
金沢市瓢箪町公民館	金沢市彦三町2丁目 10番5号	金沢市瓢箪町公民館 振興協力会	
金沢市馬場公民館	金沢市東山3丁目 9番35号	金沢市馬場公民館 振興協力会	
金沢市浅野町公民館	金沢市乙丸町 甲161番地	金沢市浅野町公民館 振興協力会	
金沢市森山公民館	金沢市森山2丁目 11番13号	金沢市森山公民館 振興協力会	
金沢市小坂公民館	金沢市小坂町 北312番地	金沢市小坂公民館 振興協力会	
金沢市千坂公民館	金沢市千木1丁目 119番地	金沢市千坂公民館 振興協力会	
金沢市夕日寺公民館	金沢市夕日寺町 口35番地	金沢市夕日寺公民館 振興協力会	
金沢市森本公民館	金沢市南森本町 チ103番地1	金沢市森本公民館 振興協力会	
金沢市湖南公民館	金沢市八田町 東1459番地1	金沢市湖南公民館 振興協力会	
金沢市花園公民館	金沢市今町チ41番地	金沢市花園公民館 振興協力会	
金沢市旭日公民館	金沢市加賀朝日町 ホ33番地	金沢市旭日公民館 振興協力会	
金沢市薬師谷公民館	金沢市不動寺町 イ34番地1	金沢市薬師谷公民館 振興協力会	
金沢市三谷公民館	金沢市宮野町ホ79番地	金沢市三谷公民館 振興協力会	
金沢市諸江公民館	金沢市諸江町29番1号	金沢市諸江公民館 振興協力会	
金沢市松寺公民館	金沢市松寺町丑42番地	金沢市松寺公民館 振興協力会	
金沢市大浦公民館	金沢市大浦町 ヌ93番地1	金沢市大浦公民館 振興協力会	
金沢市浅野川公民館	金沢市大河端西1丁目 96番地	金沢市浅野川公民館 振興協力会	
金沢市鞍月公民館	金沢市直江南1丁目 1番地	金沢市鞍月公民館 振興協力会	

金沢市粟崎公民館	金沢市粟崎町1丁目 3番地	金沢市粟崎公民館 振興協力会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
金沢市長田町公民館	金沢市長田1丁目 5番50号	金沢市長田町公民館 振興協力会	
金沢市大野町公民館	金沢市大野町1丁目 8番地5	金沢市大野町公民館 振興協力会	
金沢市金石町公民館	金沢市金石通町 3番14号	金沢市金石町公民館 振興協力会	
金沢市大徳公民館	金沢市畝田西1丁目 201番地1	金沢市大徳公民館 振興協力会	
金沢市戸板公民館	金沢市戸板1丁目 2番地	金沢市戸板公民館 振興協力会	
金沢市西公民館	金沢市西念2丁目 34番9号	金沢市西公民館 振興協力会	
金沢市二塚公民館	金沢市北塚町西98番地	金沢市二塚公民館 振興協力会	
金沢市安原公民館	金沢市福増町 北1067番地	金沢市安原公民館 振興協力会	
金沢市押野公民館	金沢市八日市2丁目 464番地	金沢市押野公民館 振興協力会	
金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目 684番地	金沢市西南部公民館 振興協力会	
金沢市三和公民館	金沢市上荒屋4丁目 82番地	金沢市三和公民館 振興協力会	
金沢市米丸公民館	金沢市間明町2丁目 72番地	金沢市米丸公民館 振興協力会	
金沢市新神田公民館	金沢市新神田1丁目 1番18号	金沢市新神田公民館 振興協力会	
金沢市三馬公民館	金沢市久安6丁目 59番地1	金沢市三馬公民館 振興協力会	
金沢市米泉公民館	金沢市米泉町8丁目 126番地	金沢市米泉公民館 振興協力会	
金沢市富樫公民館	金沢市山科1丁目 6番8号	金沢市富樫公民館 振興協力会	
金沢市伏見台公民館	金沢市窪5丁目 675番地	金沢市伏見台公民館 振興協力会	
金沢市額公民館	金沢市額谷3丁目 1番地1	金沢市額公民館 振興協力会	

金沢市扇台公民館	金沢市馬替1丁目 29番地1	金沢市扇台公民館 振興協力会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
金沢市四十万公民館	金沢市四十万3丁目 90番地	金沢市四十万公民館 振興協力会	
金沢市小立野公民館	金沢市小立野4丁目 7番51号	金沢市小立野公民館 振興協力会	
金沢市崎浦公民館	金沢市小立野2丁目 41番36号	金沢市崎浦公民館 振興協力会	
金沢市内川公民館	金沢市三小牛町 20の1番地10	金沢市内川公民館 振興協力会	
金沢市犀川公民館	金沢市末町 6の67番地1	金沢市犀川公民館 振興協力会	
金沢市湯涌公民館	金沢市芝原町イ59番地	金沢市湯涌公民館 振興協力会	
金沢市東浅川公民館	金沢市上中町ニ14番地	金沢市東浅川公民館 振興協力会	
金沢市田上公民館	金沢市田上の里2丁目 3番地	金沢市田上公民館 振興協力会	
金沢市俵公民館	金沢市俵町ツ63番地2	金沢市俵公民館 振興協力会	
金沢市医王山公民館	金沢市二俣町 6の14番地9	金沢市医王山公民館 振興協力会	

議案第125号

松声庵の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
松 声 庵	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢文化 振興財団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第126号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和7年3月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和7年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 一部概算払をすることができる |
| 5 契約の相手方 | 住 所 金沢市東力3丁目104番地1
氏 名 越田 圭
資 格 公認会計士 |